

市町村土地利用計画の広域調整要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村が、当該市町村の行政区域を越えて広域的な影響を及ぼすおそれがあると認められる大規模な集客施設（以下「広域的集客施設」という。）の建築を目的とした開発行為に起因して、土地利用に関する各種計画を策定又は変更しようとする場合に、県が広域的な視点から土地利用について調整を図るために必要な事項を定め、当該市町村が周辺市町村と調和の取れたまちづくりを推進し、もって県土の適正かつ合理的な土地利用の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「土地利用に関する各種計画」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地利用計画及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第27号の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（いわゆる「27号振興計画」）等をいい、「山形県都市計画広域調整要綱」（平成20年3月12日付け都計第1345号）第2条第1項に規定する「調整対象都市計画」を除くものとする。

2 この要綱において、「広域的集客施設」とは、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途又は劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場の用途に供する建築物であつて、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場にあつては客席の部分に限る。）の床面積の合計（複数の建築物が一団となつて一体的な土地利用を行なうときはその合計）が新築又は増築により、10,000平方メートルを超えるものをいう。

ただし、当該建築物の計画が構想途上である等の理由により、その用途に供する部分の床面積が10,000平方メートルを超えるかどうか不明であるときは、当該建築物の敷地の面積が20,000平方メートルを超えることをもつて広域的集客施設に該当するものとみなす。

3 この要綱において、「周辺市町村」とは、広域的集客施設の建築が行われようとしている土地の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から立地市町村と一体的に広域的な生活圏を構成している市町村及び広域的集客施設の影響を受けると認められ

る県内の市町村で、知事が定めるものをいう。

(調整の基本的な考え方)

第3条 山形県国土利用計画(第四次)の県土利用の基本方向を踏まえ、郊外の大規模集客施設については、広域的な影響や中心市街地への影響、地域の合意形成、地域の土地利用や地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図るものとする。

(関係市町村等連絡調整会議)

第4条 立地市町村の長(以下「立地市町村長」という。)は、広域的集客施設の建築を目的として当該市町村の土地利用に関する各種計画の策定又は変更(以下「土地利用各種計画の策定等」という。)を行う場合は、法令等の規定に基づく知事の同意を求める手続きに先立ち、知事に対してその旨を報告するものとする。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、周辺市町村と調和のとれたまちづくりの推進を図る観点から、当該土地利用各種計画の策定等に関する周辺市町村の長(以下「周辺市町村長」という。)の意見を聴取するために、立地市町村、周辺市町村、立地市町村を所管する総合支庁の関係各課及び県土整備部県土利用政策課からなる関係市町村等連絡調整会議を開催し、当該会議において立地市町村は周辺市町村に対して当該土地利用各種計画の策定等について説明するものとする。

3 第1項に掲げるもののほか、知事は、関係市町村等連絡調整会議の対象案件の有無について、定期的に各市町村長に報告を求めるとともに、該当する案件がある旨の報告を受けた場合には、前項による関係市町村等連絡調整会議を開催するものとする。

(会議開催後の対応)

第5条 前条第2項の関係市町村等連絡調整会議を開催した後、周辺市町村長は、立地市町村の土地利用各種計画の策定等に関する意見を知事に対して提出するものとする。

2 知事は、周辺市町村長等から出された意見について必要な調整を図ったうえで取りまとめ、立地市町村長に対し通知するものとする。

3 立地市町村長は、前項による通知があったときは、周辺市町村長等から出された意見への対応について検討するとともに、対応の状況を知事に報告するものとする。

(ブロック別土地利用調整会議)

第6条 知事は、市町村の土地利用各種計画の策定等に際して、土地利用に関する各個別の法令等の規定に基づいて立地市町村から同意等を求めるための協議を受けたときは、当該市町村を所管する総合支庁の関係課長及び県庁関係課からなるブロック別土地利用調整会議を開催し、各部局間での情報の共有を図るとともに、前条第1項の周辺市町村長等の意見も踏まえたうえで、総合的な見地から同意等の判断を行うものとする。

(市町村土地利用マスタープラン連絡調整会議)

第7条 知事は、市町村が当該市町村全域の将来的な土地利用の誘導方向を示した土地利用マスタープランを策定又は変更しようとする場合（広域的集客施設の建築を誘導する地域を新設又は拡張しようとする場合その他広域的影響を及ぼすと認められる場合に限る。）、当該マスタープランを周辺市町村の土地利用の方向と調和の取れたものとする観点から、当該マスタープランの策定等に関する周辺市町村長の意見を聴取するために、当該市町村、周辺市町村、総合支庁総務課及び県土整備部県土利用政策課からなる市町村土地利用マスタープラン連絡調整会議を開催する。

- 2 当該市町村は、前項の市町村土地利用マスタープラン連絡調整会議において、当該マスタープランの策定等について説明するものとし、開催した後の周辺市町村長の意見の提出等については、第5条の規定を準用する。

(公表)

第8条 知事は、土地利用各種計画の策定等について、本要綱に基づく手続きを開始したときはその旨を、及び手続きを行った結果として当該土地利用各種計画が策定若しくは変更されたとき又は策定若しくは変更されなかったときにはその旨を公表するものとする。ただし、立地市町村から公表により具体的な不利益が生じるおそれがあるとして公表すべきでない旨の申出があったときはこの限りでない。

(補則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 3 月 12 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。